

TPP11 (CPTPP) 及び日EU・EPA 原産地規則について【実務編】



2019年2月
東京税関
総括原産地調査官

目次

I. 原産地証明手続

(1) 原産地証明手続の種類

(2) 第三者証明制度と自己申告制度の比較

(3) 証拠書類の提出

II. 自己申告制度の概要

(1) 自己申告制度の提出書類

(2) 原産品申告書

(3) 原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

III. 自己申告制度の利用

(1) 自己申告制度利用の流れ

(2) 事例

IV. 自己申告制度に関するFAQ

V. 最後に

原産地証明手続の種類

輸入される産品が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明する方法(原産地証明手続)には以下の3種類が存在する。

① 自己申告制度

- 原産品であることを証明する書類：**原産品申告書等**
…輸入者等が自ら作成する「輸入貨物が原産品である」旨の申告書
- 日オーストラリアEPA(②と併用)、**TPP11(CPTPP)及び日EU・EPA**で採用。

② 第三者証明制度

- 原産品であることを証明する書類：**原産地証明書**
…輸出国の商工会議所等の公的機関が発行する原産地証明書
- TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAを除く、締結済のすべてのEPAで採用。

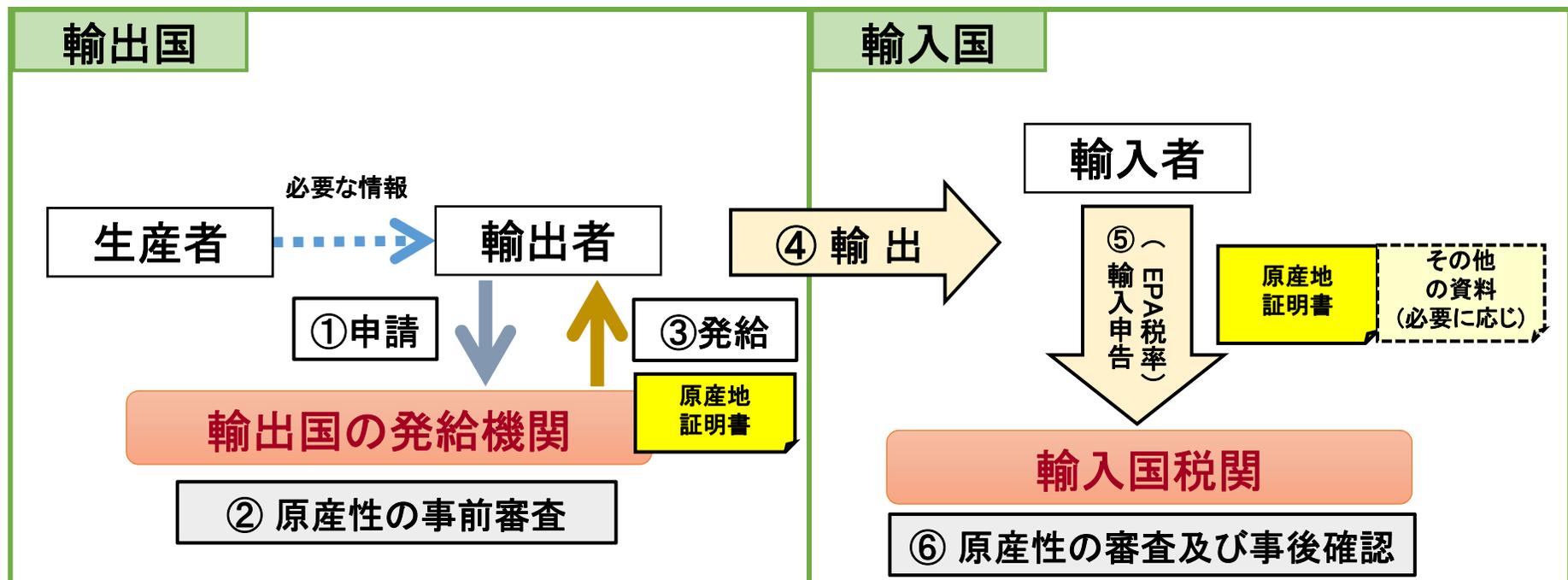
③ 認定輸出者による自己証明制度

- 原産品であることを証明する書類：**原産地申告**
…輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
- 日メキシコ、日スイス、日ペルーEPAで採用(いずれも②と併用)。

第三者証明制度と自己申告制度の比較①

○第三者証明制度

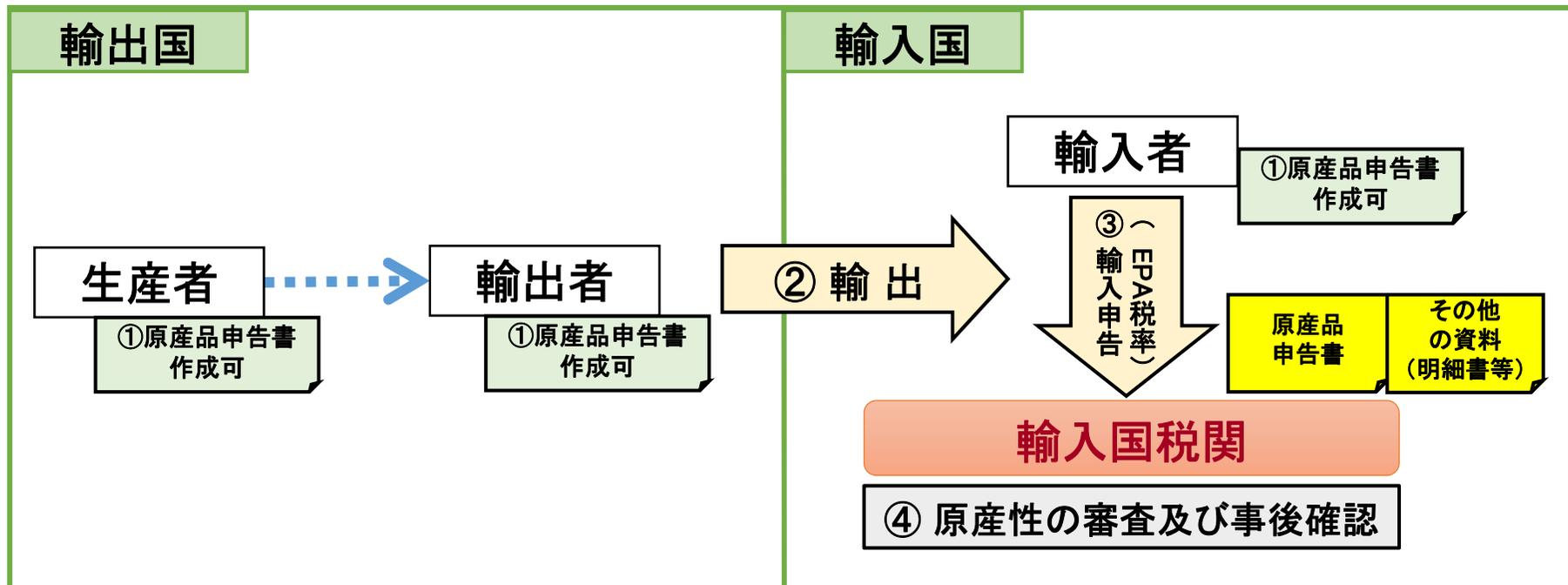
- ◆輸出者が輸出国の発給機関に申請して取得した原産地証明書を、輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。
- ◆輸出者と生産者が異なる場合などは、輸出者が生産者から原産地基準を満たすかの情報を得るなどして発給申請することになる。
- ◆輸入者は、EPA特惠税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出する。
- ◆TPP11(CPTPP)、日EU・EPAを除く各EPAで採用されている。



第三者証明制度と自己申告制度の比較②

○自己申告制度

- ◆貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書(当該貨物が原産品である旨を明記した書面)を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することにより、原産品であることを申告する制度。
- ◆日オーストラリアEPA、TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAで採用。TPP11(CPTPP)、日EU・EPAは自己申告制度のみを採用しており、日オーストラリアEPAは第三者証明制度との併用である。
- ◆日本での輸入申告時には、原産品申告書のほか原産品申告明細書及び記載内容の確認ができる書類の提出が原則として必要となる(*)。



* 輸入申告時に提出すべき書類については、各締約国が国内法令で定めることとなっている。輸出相手国での輸入手続に必要な書類については当該相手国への確認が必要。

証拠書類の提出①

○提出時期

◆原産地証明書等(※)：輸入申告時

(関税法第68条、同施行令第61条第4項)

※原産地証明書、原産地申告、原産品申告書等を指す。

ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行う場合

(関税法施行令第61条第4項、同基本通達68-5-15, 16)

◆運送要件証明書：輸入申告時

(関税法第68条、同施行令第61条第8項)

◆特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び運送要件証明書の提出の省略が可能

- 保存義務あり
- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除：関税法基本通達67-3-4、68-5-1、保存義務：関税法施行令第4条の12)

自己申告制度も同様

証拠書類の提出②

○証拠書類の提出免除

◆原産地証明書等

課税価格の総額が20万円以下の貨物
(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

※EPAについては、「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」として書類提出を免除する製品の指定はない。

◆運送要件証明書

課税価格の総額が20万円以下の貨物
(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

○原産地証明書等の有効期限

発給及び作成から1年間 (関税法施行令第61条第5項)

○対象となる輸入

◆1回限りの輸入に適用。(関税法基本通達68-5-11(2)二)

◆**TPP11(CPTPP)及び日EU-EPA**においては、12箇月を超えない期間の同一の製品の2回以上の輸入に適用可。

(関税法基本通達68-5-11の3(2)へ)

自己申告制度も同様

目次

I. 原産地証明手続

- (1) 原産地証明手続の種類
- (2) 第三者証明制度と自己申告制度の比較
- (3) 証拠書類の提出

II. 自己申告制度の概要

- (1) 自己申告制度の提出書類
- (2) 原産品申告書
- (3) 原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

III. 自己申告制度の利用

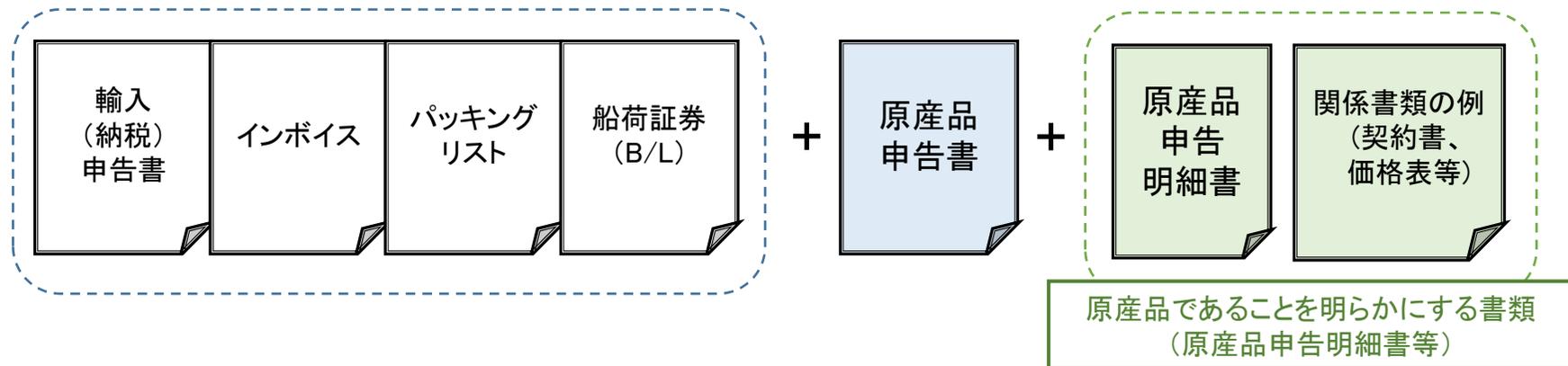
- (1) 自己申告制度利用の流れ
- (2) 事例

IV. 自己申告制度に関するFAQ

V. 最後に

自己申告制度の提出書類

- ◆通常の輸入申告書類に加え、原則として「原産品申告書」、原産品申告明細書及び関係書類等の「原産品であることを明らかにする書類(以下「原産品申告明細書等」という。)」の提出が必要となる。
- ◆NACCSを利用して電子的に提出することが可能(原本の提出は不要)。
- ◆原産品申告書及び原産品申告明細書等を作成する際の様式については、税関様式として定められているが、任意の様式でも作成可能。
- ◆提出書類のイメージ



※TPP11(CPTPP)においては、附属書3-A 5を適用することを他の締約国に通報した国は、最長10年間、輸出者・生産者自己申告の代わりに、当該締約国の原産地証明書発給機関が発給又は政府が認定した輸出者が作成した原産地証明書を採用することとなる。ただしその場合も、日本への輸入時には原産品申告明細書等の提出が必要である(他のEPAにおける第三者証明制度等とは扱いが異なる)。2019年1月14日現在、ベトナムは、権限ある当局が発給する原産地証明書を採用することとされている。

原産品申告書

○原産品申告書

日オーストラリア協定では「原産地証明文書」、TPP11(CPTPP)では「原産地証明書」、日EU・EPAにおいては輸出者・生産者が作成する場合「原産地に関する申告」、輸入者が作成する場合「輸入者の知識」という名称で規定されている。

作成者

輸出者、生産者又は輸入者。輸入者による自己申告は通関業者の代理作成が可能。

提出

EPA税率を適用して輸入申告をする際、輸入者が税関に提出する。

様式

日EU・EPAにおける輸出者・生産者による自己申告を除き、必要的記載事項を網羅した任意様式を使用可能。

日本への輸入の場合は税関様式が利用可能。

日EU・EPAにおける輸出者・生産者による自己申告については、仕入書その他の商業上の文書に、協定附属書3-Dに定められた申告文を用いて作成する。

有効期限

作成の日から1年間

対象となる輸入

1回限りの輸入に適用。

ただし、TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおいては、12箇月を超えない期間における同一の製品の2回以上の輸入に適用可。

提出省略

課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略が可能。

留意事項

- 原産品申告書の作成者は、輸入貨物について協定上の原産品であることに係る情報を保有していることが前提となり、税関の求めに応じ、その原産性を説明できることが必要になる。これは、原産品申告書等の提出を省略できる場合においても該当する。
- TPP11(CPTPP)においては、ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムについては、輸入者による原産品申告書の作成は、協定がそれぞれの締約国について効力を生ずる日の後5年以内に行われることになっている。

原産品申告書の記載要領① TPP11 (CPTPP)

税関様式 第 5292 号 - 3

原産品申告書
(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス

No.	4. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、半明している場合）	5. 関税分類 番号（6桁、 HS 2012）	6. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)

7. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する製品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。

作成年月日 _____

作成者の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____

代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____

代理人の住所又は居所 _____

本原産品申告書の作成者（輸入者、輸出者、生産者）

※印：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される製品、PSR：実質的変更基準を満たす製品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積

輸出者の住所は、締約国内の製品が輸出された場所とする。

輸出者と異なる場合に記載する。
生産者が複数いる場合には、「複数」と記載するか又は生産者の一覧を提供する。
これらの情報の秘密が保持されることを希望する者は、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。
なお、生産者の住所は、締約国内の製品が生産された場所とする。

製品毎に記載する。

品名は、対象となる製品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特惠基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。
なお、必要に応じてDMI、ACUを記載する。

12箇月を超えない特定の期間における同一の製品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

任意様式を利用する場合も、この誓約を付記する必要がある。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

原産品申告書の記載要領② 日EU・EPA輸出者生産者自己申告

附属書3-Dに定められた申告文

日本語

(期間..... から まで)

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参照番号.....）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特恵に係る原産地であることを申告する。
(用いられた原産性の基準)

.....
(場所及び日付)

.....
(輸出者の氏名又は名称)

英語

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.

(Origin criteria used)
.....

(Place and date)
.....

(Printed name of the exporter)
.....

同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間（作成の日から12箇月を超えない期間）を記載する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は空欄。

日本国の輸出者の場合には、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は空欄とすることができる。

産品の原産地を記載する。
“the European Union” 又は “Japan”

場合に応じて、以下の一又は二以上の記号を記載する。
完全生産品：「A」
原産材料のみから生産される産品：「B」
品目別規則を満たす産品：「C」
なお、「C」の場合には、実際に適用する品目別規則に応じて以下の数字を追加的に記載。
関税分類変更基準：「1」
付加価値基準：「2」
加工工程基準：「3」
付録3-B-1第3節の規定を適用：「4」
「累積」：「D」
「許容限度」：「E」

場所及び日付は、文書自体に含まれる場合には、省略可。

ほか22言語の申告文が用意されている。

原産品申告書の記載要領③ 日EU・EPA輸入者自己申告

<原産品申告書記載要領>

税関様式C第5292号-4

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・10条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所 (国名を含む)			
No.	2. 商品の概要 品名、仕入書の番号 (一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合) 等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号 (6桁、HS 2017)	4. 適用する原産性の基準 (A、B、C (Cの場合 1、2、3)) 適用するその他の原産性の基準 (D、E)
5. 包括的な期間 (同一の商品が2回以上輸送される場合の期間)			
6. その他の特記事項			

7. 以上のとおり、2.に記載する商品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日 _____
 作成者の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
 作成者の住所又は居所 _____
 代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
 代理人の住所又は居所 _____

※A: 完全製成品、B: 原材料のみから生産される商品、C: 実質的関税基準を満たす商品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積容積しくは許容限度の規定を適用した場合、D: 累積、E: 許容限度

商品毎に記載する。

品名は、対象となる商品と関連付けるために十分なものとする。

該当する特惠基準 (A、B、C) のいずれかを必ず記載する。
 なお、Cの場合には実際に適用される品目別規則の種類に応じて (1、2、3) のいずれかを必ず記載する。
 また、必要に応じてD又はEを記載する。

12箇月を超えない特定の期間における同一の商品の2回以上の輸送を対象とする場合には、当該特定の期間を記載する。

輸入者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。
 ※輸出者又は生産者が作成する場合には、附属書3-Dに規定する申告文を用いて仕入書その他の商業上の文書上に作成する必要がある。

本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼された者。

原産品申告書協定別比較表【日本への輸入時】

	日オーストラリアEPA	TPP11(CPTPP)	日EUEPA	
			輸出者・生産者	輸入者
名上協 称の定	原産地証明文書	原産地証明書	原産地に関する申告	輸入者の知識
言使 語用	日本語又は英語	日本語又は英語	協定附属書3-Dに定められた24か国語の申告文のうちいずれかを用い、仕入書その他の商業上の文書に作成	日本語
様 式	任意 税関様式C第5292号を利用可能	任意 税関様式C第5292号-3を利用可能		任意 税関様式C第5292号-4を利用可能
記 載 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報 関税分類番号(6桁、HS2012) 適用する原産性の基準(WO,PE,PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI,ACU) その他の特記事項(第三国インボイス使用等) 協定附属書3に定める産品が原産品である旨の記載及び日付、作成者の情報と共に印又は署名 	<ol style="list-style-type: none"> 輸出者の氏名又は名称、住所(国名含む)、電話番号及び電子メールアドレス 生産者の氏名又は名称、住所(国名含む)、電話番号及び電子メールアドレス 輸入者の氏名又は名称、住所(日本国内に限る)、電話番号及び電子メールアドレス 品名、仕入書の番号 関税分類番号(6桁、HS2012) 適用する原産性の基準(WO,PE,PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI,ACU) 包括的な期間(同一の産品が2回以上輸入される場合) その他の特記事項 日付、作成者の情報と共に印又は署名、及び協定附属書3-Bに定める誓約文 	<p>協定附属書3-Dに定められた申告文を用いる。</p> <p style="text-align: center;">《定型文(日本語)》</p> <p>(期間_____から_____まで)</p> <p>この文書の対象となる産品の輸出者(輸出者参照番号_____)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地_____が特恵に係る原産地であることを申告する。</p> <p>(用いられた原産性の基準_____)(*)</p> <p>(場所及び日付_____)</p> <p>(輸出者の氏名又は名称_____)</p> <p>* (A,B,C(Cの場合1,2,3)、D,E)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 輸出者の氏名又は名称及び住所(国名を含む) 品名、仕入書の番号等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項 関税分類番号(6桁、HS2017) 適用する原産性の基準(A,B,C(Cの場合1,2,3)、適用するその他の原産性の基準(D,E) その他の特記事項(同一の産品が2回以上輸入される場合の期間等) 日付、作成者の情報と共に印又は署名
作 成 の 根 拠	<ol style="list-style-type: none"> 産品が原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者が有する情報 輸入者が作成する場合は、産品が原産品である旨の輸出者又は生産者による誓約書に対する合理的信頼 産品の生産者でない輸出者が作成する場合は、産品が原産品である旨の生産者による誓約書に対する合理的信頼 	<ol style="list-style-type: none"> 輸入者が作成する場合 (a)産品が原産品であることについての輸入者が有する書類 (b)産品が原産品であることについての輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的信頼 産品の生産者でない輸出者が作成する場合 (a)産品が原産品であることについての輸出者が有する情報 (b)産品が原産品であることについての生産者が有する情報に対する合理的信頼 生産者が作成する場合 産品が原産品であることについての生産者が有する情報 	産品が原産品であることを示す情報(産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。)	輸入者が有する、産品の原産性を判断するに足る情報

原産品申告明細書

○原産品申告明細書

◆ 日本での輸入時に原産品申告書を提出する際は、「原産品申告明細書」を作成して提出することが求められる。

◆ 原則として、輸入者又は代理人である通関業者が作成する。

◆ 以下の場合には明細書等の提出を原則として**省略可能**。

①文書による事前教示を取得している場合

②一次産品(鉱物等)であって、インボイス等の通関関係書類により、完全生産品であることが確認できる場合。

※輸入(納税)申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA WO」と記載してください。

③課税価格の総額が20万円以下の場合

◆ 税関様式C第5293号を使用

◆ 記載事項

1. 仕入書の番号及び日付
2. 原産品申告書における製品の番号
3. 製品の関税分類番号(HS2012年版)
4. 適用する原産性の基準
5. 適用した原産性の基準を満たすことの説明
6. 当該説明に係る証拠書類の保有者
7. その他の特記事項
8. 明細書の作成者の情報と当該者の印又は署名

◆ 記載事項5. の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」には、適用する原産地基準に応じ、契約書・価格表・総部品表・製造工程表等のような書類に基づき、原産性を満たしている事実を記載する。

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4

<原産品申告明細書の記載例>		税関様式C第5293号
<p>原産品申告明細書</p> <p>(ロオーストラリア協定、<input checked="" type="checkbox"/>PP11協定、ロEU協定)</p>		
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20		
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第0203.19号	
4. 適用する原産性の基準 <input checked="" type="checkbox"/> WO又はA <input type="checkbox"/> PE又はB <input type="checkbox"/> PSR又はC (PSR又はCの場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC又は1・ <input type="checkbox"/> VA又は2・ <input type="checkbox"/> SP又は3・ <input type="checkbox"/> DMI又はE・ <input type="checkbox"/> ACU又はD		
5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 通関関係書類から、本冷蔵豚肉は、カナダ所在の生産者であり輸出者であるカナダボーク株式会社からのカナダ仕出し貨物であること及びカナダ XX においてと殺・解体されたものであることが確認できる。また、別途当該輸出者に電子メールにて問い合わせた結果、本豚肉の豚は、カナダ XX 所在の輸出者の養豚場において生まれ、成育したものであることを確認した。 よって、本冷蔵豚肉は、TPP11 (CPTPP) 上の原産品 (完全生産品) である。		
6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者		
7. その他の特記事項		
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)		印又は署名 印又は署名
作成 2018年 12月 30日		
<small>※WO又はA:完全生産品、PE又はB:原産材料のみから生産される産品、PSR又はC:実質的変更基準を満たす産品、CTC又は1:関税分類変更基準、VA又は2:付加価値基準、SP又は3:加工工程基準、DMI又はE:僅少の非原産材料又は許容限度、ACU又はD:累積</small>		
(規格A4)		

原産品申告明細書の記載要領

<原産品申告明細書記載要領> 税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書
(ロオーストラリア協定、ロTPP11協定、ロEU協定)

1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における製品の番号	3. 製品の関税分類番号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所	印又は署名
(代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名
作成 年 月 日	

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される製品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす製品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

いずれか一つに必ずチェックを付す。

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。

該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄1欄毎に明細書を作成。

製品の関税分類番号を6桁レベルで記載。

製品に適用する原産性の基準について、WO又はA、PE又はB、PSR又はC、のいずれか1つに必ずチェックを付す。
 なお、PSR又はCにチェックを付した場合には、CTC又は1（関税分類変更基準）、VA又は2（付加価値基準）、SP又は3（加工工程基準）のいずれか1つに必ず、また必要に応じてDMI又はE、ACU又はDにチェックを付す。

いずれか一つに必ずチェックを付す。

（4欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。）

- ・WO: 締約国において完全に得られた、又は生産された製品であることを確認できる事実
- ・PE: すべての一次材料（製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が原産材料となっていることが確認できる事実
- ・CTC: すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実
- ・VA: 各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実
- ・SP: 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実
- ・その他の原産性の基準: 輸入しようとする製品が各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

6欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と8欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。

自署又は署名の形状の印字。

原産品申告明細書に添付する関係書類

原産品申告明細書には、5. の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」に記載した内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

◆ 完全生産品の場合

産品が締約国において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

◆ 原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

◆ 実質的変更基準を満たす産品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表 (材料一覧表)

品名：ワイン (750ml)

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニオン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合 計				

目次

I. 原産地証明手続

(1) 原産地証明手続の種類

(2) 第三者証明制度と自己申告制度の比較

(3) 証拠書類の提出

II. 自己申告制度の概要

(1) 自己申告制度の提出書類

(2) 原産品申告書

(3) 原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

III. 自己申告制度の利用

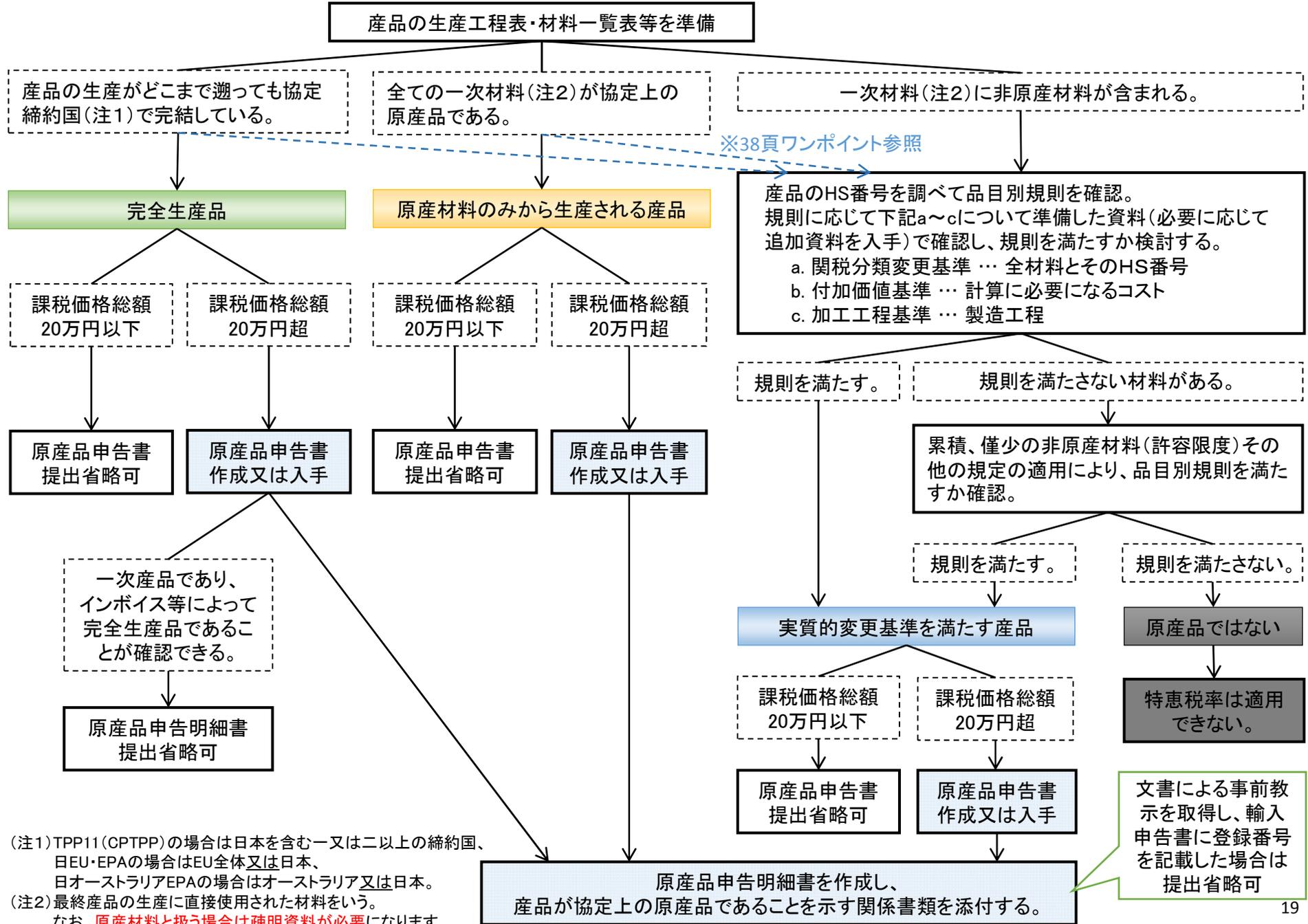
(1) 自己申告制度利用の流れ

(2) 事例

IV. 自己申告制度に関するFAQ

V. 最後に

自己申告制度利用の流れ



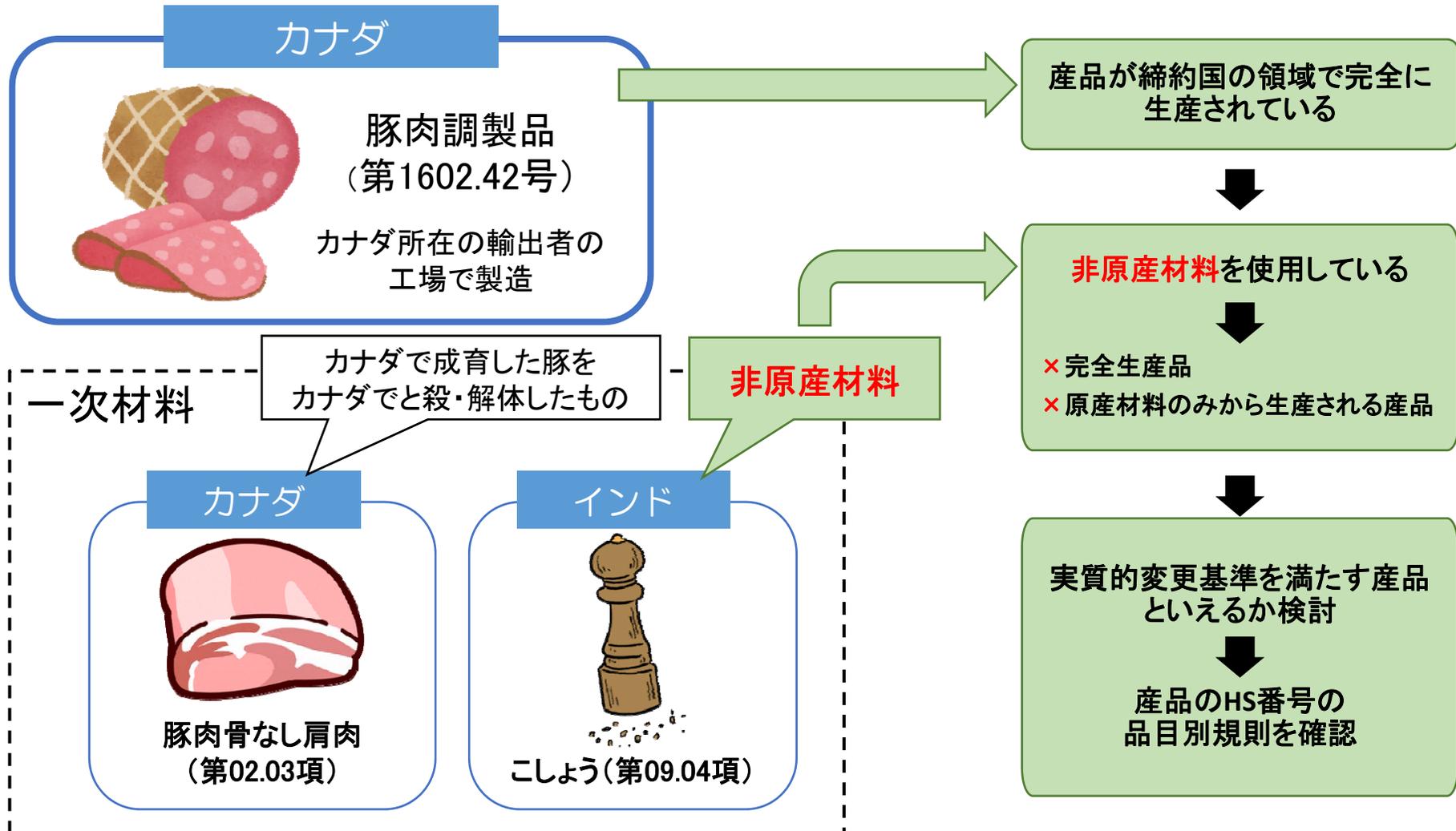
(注1) TPP11(CPTPP)の場合は日本を含む一又は二以上の締約国、日EU・EPAの場合はEU全体又は日本、日オーストラリアEPAの場合はオーストラリア又は日本。
 (注2) 最終産品の生産に直接使用された材料をいう。
 なお、**原産材料と扱う場合は疎明資料が必要**になります。

【事例1】関税分類変更基準①

カナダから日本に輸入される「豚肉調製品」を、
TPP11(CPTPP)特恵税率を適用して通関したい。

※関税率:16.6%(協定の発効日~2019/3/31)←発効前20.0%

手順1: 産品が原産品として認められるかを確認する。



【事例1】関税分類変更基準②

製品のHS番号の品目別規則を確認

原産地規則ポータル(税関HP) > 品目別原産地規則検索ページ > 品目別原産地規則一覧表

協定別全品目別規則一覧 (HS2012) / Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2012)

番号 /H.S. code	品名 /Description	環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 /Trans-Pacific Partnership (TPP)
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの Shoulders and cuts thereof	<p>第一六〇二・四一号から第一六〇二・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第二類の材料からの変更を除く。)又は域内原産割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第一六〇二・四一号から第一六〇二・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>A change to a good of subheading 1602.41 through 1602.50 from any other chapter, except from chapter 2; or</p> <p>No change in tariff classification required for a good of subheading 1602.41 through 1602.50, provided there is a regional value content of not less than 45 per cent under the build-down method.</p>
1602.49	その他のもの(混合物を含む。)	第一六〇二・四一号から第一六〇二・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第二類の材料からの変更を除く。)又は域内原産割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第一六〇二・四一号から第一六〇二・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

製品のHS番号

TPP11(CPTPP)

品目別原産地規則

【事例1】関税分類変更基準③

➤ TPP11 (CPTPP) 品目別規則 第1602.41号—第1602.50号

第1602.41号から第1602.50号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第2類の材料からの変更を除く。)

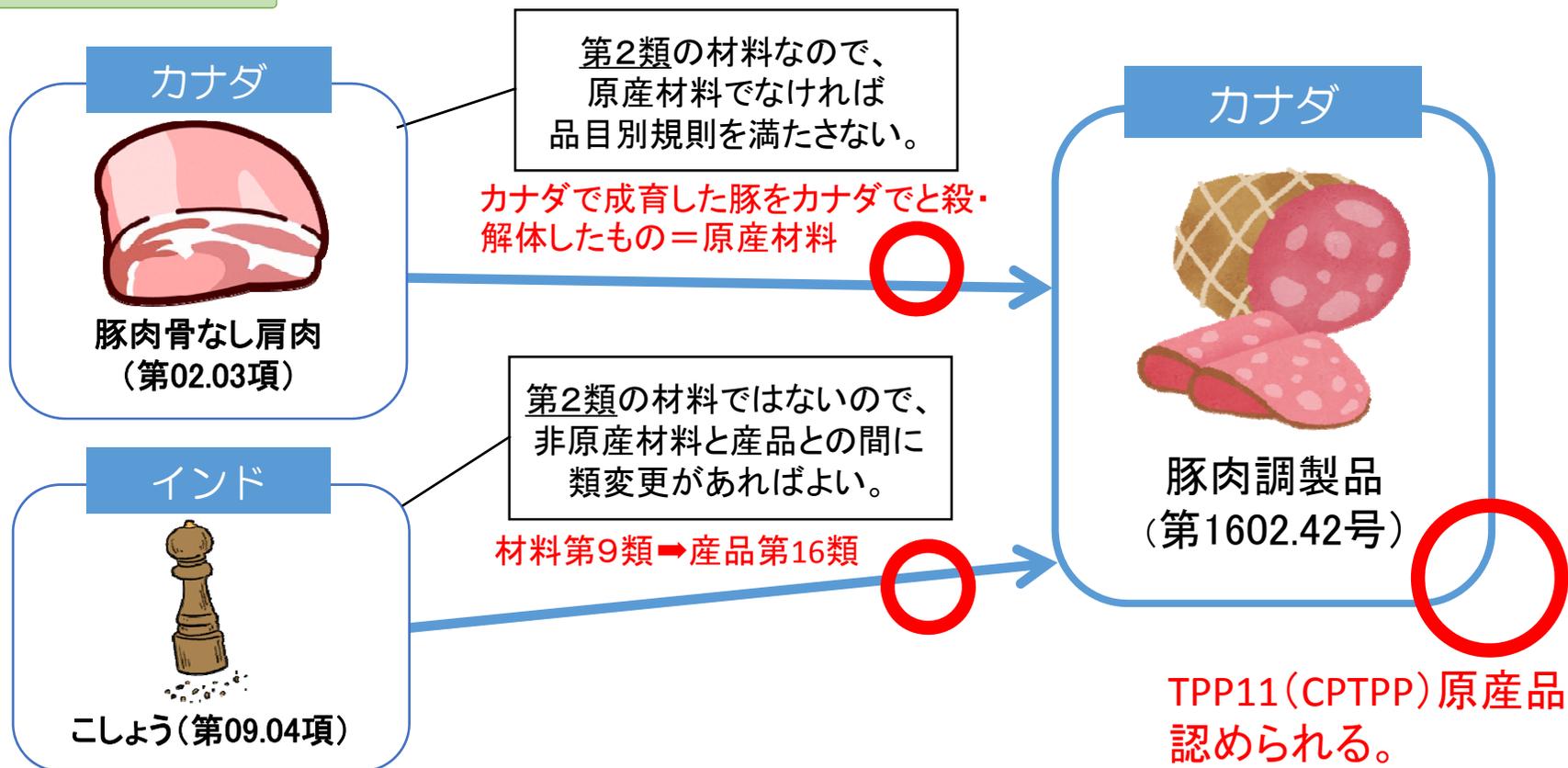
関税分類変更基準

又は

域内原産割合が45%以上(控除方式を用いる場合)であること(第1602.41号から第1602.50号)までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

付加価値基準

《 関税分類変更基準 を適用 》



【事例1】関税分類変更基準④

手順2: 原産品申告書を作成する。

税関様式C第5292号-3

原産品申告書
(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

<原産品申告書の記載例>

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス カナダート株式会社 XXX-XXXX West Hastings Street, Vancouver, B.C., V6E 2K9, Canada (1-604) XXX-XXXX XXXXXXX@canada-meat.co.ca			
2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス			
3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス 税関商事株式会社 東京都港区海軍2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp			
No.	4. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合）	5. 関税分類 番号（6桁、 HS 2012）	6. 適用する原産性の基準（WO、PE、PSR） 適用するその他の原産性の基準（DMI、ACU）
1	冷凍豚肉調製品（Frozen Ground Seasoned Pork） 仕入書番号：ABC012345、2018.12.20	第1602.42号	PSR
7. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間）			
8. その他の特記事項			
9. 私は、この文書に記載する製品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。			
作成年月日 2018.12.30			
作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社		印又は署名	
代理人の氏名又は名称		印又は署名	
代理人の住所又は居所			
本原産品申告書の作成者（ <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 生産者）			
※例：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される製品、PSR：実質的変更基準を満たす製品、DMI：僅少の非原産材料、ACU：果糖			

（輸入者が原産品申告書を作成する場合を想定）

輸入者は、当該豚肉調製品がTPP11(CPTPP)上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。

なお、輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合は、輸出者又は生産者において原産品申告書の用意が必要であることに留意してください。

1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及びメールアドレス

輸出者の住所は、締約国内の製品が輸出された場所とする。

4. 製品の概要

品名：冷凍豚肉調製品(Frozen Ground Seasoned Pork)
ほか、仕入書の番号や日付等、輸入申告と突合ができる情報を記載する。

5. 関税率表番号

第1602.42号(6桁で記載)

6. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす製品なので「PSR」と記載。

【事例1】関税分類変更基準⑤

手順3:原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>		税関様式 C 第 5293 号
<p>原産品申告明細書</p> <p>(口オーストラリア協定、<input checked="" type="checkbox"/> TPP11 協定、口EU 協定)</p>		
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20		
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 1602.42 号	
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> W0 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input checked="" type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> WA 又は 2・ <input type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D		
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①豚肉(骨なし肩肉) (第 02.03 項): カナダ XX 州の契約養豚場で生まれ、成育した豚を、XX 州のと殺場でと殺・解体し得たもの(原産材料) ②こしょう(第 09.04 項): インドから輸入したもの(非原産材料) <製造工程> カナダ XX 州にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、カット、調味等の製造工程を経て、本品を製造する。 カナダにおいて非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則(第 1602.42 号)は、「類変更(第 2 類の材料からの変更を除く)」又は「域内原産割合が 45%以上(控除方式の場合)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則に定める「類変更(第 2 類の材料からの変更を除く)」を満たすことから TPP11 (CPTPP) 上の原産品である。 上記事実は別添の総部品表(材料一覧表)によって確認することができる。		
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者		
7. その他の特記事項		
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は住所及び住所又は居所)		印又は署名 印又は署名 <div style="text-align: center; border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税関 商事 </div>
作成 2018 年 12 月 30 日		
<small>※W0 又は A: 完全生産品、PE 又は B: 原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C: 実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1: 関税分類変更基準、VA 又は 2: 付加価値基準、SP 又は 3: 加工工程基準、DMI 又は E: 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D: 累積</small>		

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の製品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「製品の概要」における製品の欄の番号([1]、[2]など)を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす産品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、関税分類変更基準を適用するので「CTC又は1」にチェック。

5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- 締約国の領域で完全に生産されている。
- 非原産材料を使用しているが、品目別規則に定める以下の要件を満たす。
 - 第2類を除く非原産材料が「類変更」の条件を満たしている。
 - 第2類の豚肉が原産材料である。

【事例1】関税分類変更基準⑥

手順4: 関係書類を添付する。

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表 (材料一覧表)

品名: 豚肉調製品

	材料名	HS Code	備考
1	豚肉	第 02.03 項	カナダ XX 州の契約養豚場で生まれ、成育したもの
2	こしょう	第 09.04 項	

原産材料であることが求められるものについては、産地等の情報が必要。

<製造工程>

```
graph TD; A[原料投入] --> B[整形]; B --> C[カット]; C --> D[調味]; E[こしょう] --> D; D --> F[攪拌]; F --> G[X線検査]; G --> H[袋詰め・保管];
```

※○○○mm 以下

類変更の条件を満たす非原産材料については、産地の情報は不要。

<生産工場> カナダポーク株式会社×××工場
(住所: XXX Sussex Drive, Ottawa, Ontario K1N 9E6, Canada)

原産品申告明細書の5. に記載した原産性の基準を満たすことの説明に記載した以下の内容を確認できる関係書類を添付する。

- 締約国の領域で生産されている。
- 非原産材料を使用しているが、品目別規則に定める以下の要件を満たす。
 - 第2類を除く非原産材料が「類変更」の条件を満たしている。
 - 第2類の豚肉が原産材料である。

→ (例) 製造工程フロー図又は生産指図書、及び材料一覧表

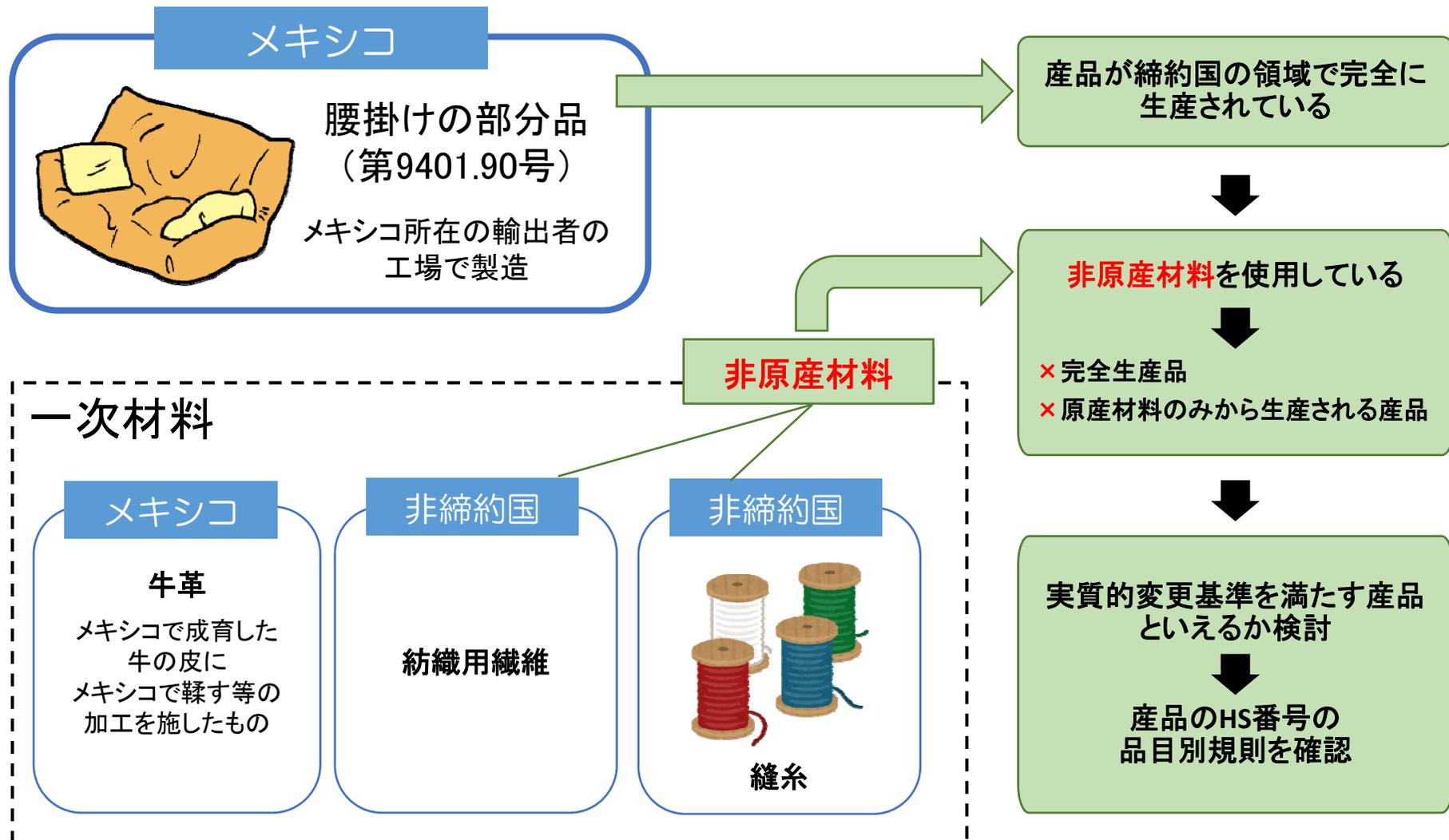
非原産材料についてはHS番号、原産材料についてはTPP11 (CPTPP) 上の原産品である旨の記載が必要。

【事例2】付加価値基準①

メキシコから日本に輸入される「自動車用・革製の腰掛けの部分品」を、
TPP11 (CPTPP) 特惠税率を適用して通関したい。

※関税率: 3.4% (協定の発効日~2019/3/31) ←発効前3.8%

手順1: 産品が原産品として認められるかを確認する。



【事例2】付加価値基準②

製品のHS番号の品目別規則を確認

原産地規則ポータル(税関HP) > 品目別原産地規則検索ページ > 品目別原産地規則一覧表

協定別全品目別規則一覧 (HS2012) / Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2012)

番号 /H.S. code	品名 /Description	環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 /Trans-Pacific Partnership (TPP)
9401.90	部分品	<p>第九四〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九四・〇一項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九四〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。))。</p> <p>A change to a good of subheading 9401.90 from any other heading; or</p> <p>No change in tariff classification required for a good of subheading 9401.90, provided there is a regional value content of not less than:</p> <p>(a) 30 per cent under the build-up method; or</p> <p>(b) 40 per cent under the build-down method; or</p> <p>(c) 50 per cent under the focused value method taking into account only the non-originating materials of heading 94.01.</p>
94.02	医療用又は獣医用の備付品(例えば、手術台、検査	

製品のHS番号

TPP11(CPTPP)

品目別原産地規則

【事例2】付加価値基準③

➤ TPP11(CPTPP) 品目別規則 第9401.90号

第9401.90号の産品への他の項の材料からの変更

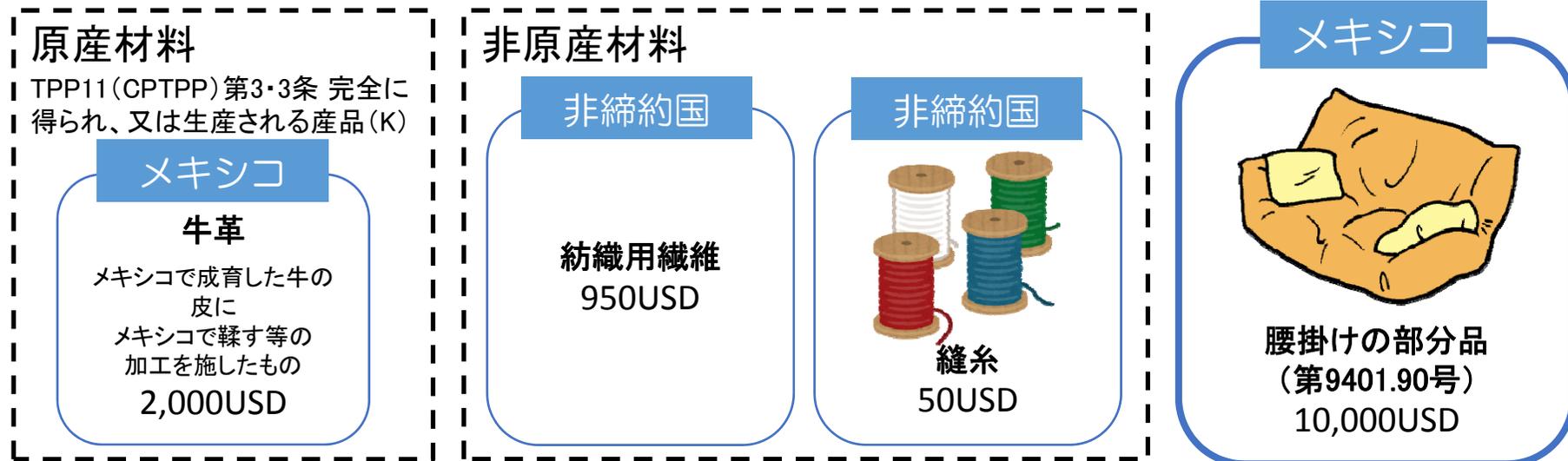
関税分類変更基準

又は

域内原産割合が(a)30%以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)40%以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)50%以上(重点価額方式を用いる場合。第94.01項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第9401.90号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

付加価値基準

≪ 付加価値基準 控除方式を適用 ≫



計算式(TPP11(CPTPP)第3・5条)

$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{産品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{産品の価額}} \times 100 = \frac{10,000 - (950 + 50)}{10,000} \times 100 = 90\% \geq 40\%$$

TPP11(CPTPP)原産品と認められる。

【事例2】付加価値基準④

手順2: 原産品申告書を作成する。

税関様式C第5292号-3

原産品申告書
(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

<原産品申告書の記載例>

1. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス
メキシコ自動車部品株式会社
Paseo de la Reforma No. XXX Torre Mapfre piso XX Col. Cuauhtemoc, C.P. XXXXXX, Ciudad de Mexico, Mexico (52-55)XXXX-XXXX XXXXXX@mexico-seat.co.mx

2. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、電話番号及び電子メールアドレス

3. 輸入者の氏名又は名称、住所（日本国内に限る）、電話番号及び電子メールアドレス
税関商事株式会社
東京都港区海岸 2-7-68 03-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp

No.	4. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）	5. 関税分類 番号（6桁、HS 2012）	6. 適用する原産性の基準 (WO, PE, PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI, ACU)
1	自動車用革製腰掛け部分品 (Leather Seat Parts) 仕入書番号: ABC012345, 2018.12.20	第9401.90号	PSR

7. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間）

8. その他の特記事項

9. 私は、この文書に記載する製品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとすることに同意する。

作成年月日 2018.12.30
 作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社 印又は署名 税関
 代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 商事
 代理人の住所又は居所 _____

本原産品申告書の作成者（輸入者、輸出者、生産者）

※例: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される製品、FSR: 実質的変更基準を満たす製品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(輸入者が原産品申告書を作成する場合を想定)

輸入者は、当該腰掛の部分品がTPP11(CPTPP)上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。

なお、輸入者がそもそも原産性を判断するに足る情報を有していない場合は、輸出者又は生産者において原産品申告書の用意が必要であることに留意してください。

1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及びメールアドレス

輸出者の住所は、締約国内の製品が輸出された場所とする。

4. 製品の概要

品名: 自動車用革製腰掛け部分品

ほか、仕入書の番号や日付等、輸入申告と突合ができる情報を記載する。

5. 関税率表番号

第9401.90号(6桁で記載)

6. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす製品なので「PSR」と記載。

【事例2】付加価値基準⑤

手順3:原産品申告明細書を作成する。

原産品申告明細書	
(口オーストラリア協定、 <input checked="" type="checkbox"/> TPP11 協定、口EU 協定)	
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 9401.90 号
4. 適用する原産性の基準 口WO 又は A 口PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) 口CTC 又は 1・ <input checked="" type="checkbox"/> VA 又は 2・口SP 又は 3・口DMI 又は E・口ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><原材料></p> <p>①牛革：メキシコの牛の皮を縫す等の工程を経てメキシコで生産されたもの（原産材料） ②紡織用繊維：XX 国から輸入したもの（非原産材料） ③縫糸：XX 国から輸入したもの（非原産材料）</p> <p><原産資格割合></p> <p>非原産材料の総価額：別添製造原価計算書の記載のとおり、USD1,000 である。 製品の価額：別添製造原価計算書記載のとおり、USD10,000 である。</p> <p>メキシコにおいて非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則（第 9401.90 号）は、「<u>項変更</u>」、「<u>域内原産割合が 30%以上（積上げ方式の場合）</u>」、「<u>域内原産割合が 40%以上（控除方式の場合）</u>」、「<u>域内原産割合が 50%以上（重点価額方式の場合）</u>」のいずれかである。なお、原材料、非原産材料の総価額及び製品の価額は上記のとおりである。</p> <p>よって、本品の域内原産割合を控除方式により計算すると、</p> $\frac{10,000 - 1,000}{10,000} \times 100 = 90\%$ <p>となり、上記品目別規則に定める域内原産割合 40%以上（控除方式）を満たすことから TPP11（CPTPP）上の原産品である。</p> <p>上記事実は別添の製造原価計算書によって確認することができる。</p> </div>	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 口生産者、口輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名  印又は署名
作成 2018 年 12 月 30 日	

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす産品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

2. 原産品申告書における製品の番号

原産品申告明細書は、原産品申告書の製品毎に作成する。この欄には、原産品申告書の「製品の概要」における製品の欄の番号（[1]、[2]など）を記載する。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす産品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、付加価値基準を適用するので「VA又は2」にチェック。

5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- 締約国の領域で完全に生産されている。
- 非原産材料を使用しているが、品目別規則に定める以下の要件を満たす。
 - 域内原産割合が40%以上（控除方式の場合）

【事例2】付加価値基準⑥

手順4: 関係書類を添付する。

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

製造原価計算書

品名: 自動車用革製腰掛け部分品
品番: ○○○

原産材料については、産地等の情報が必要。

項目	金額 (USD)	備考
原材料		
牛革		※CPTPP 原産品
紡織用繊維	950	※左記価額は CIF 価額
糸	50	※左記価額は CIF 価額
労務費		
経費		
電力・燃料費		
減価償却費		
消耗品費		
製造費用 (合計)		
製品の価額	10,000	

域内原産割合を求める計算式に含まれない費用については不開示でも可。
ただし、検認で税関から情報提供を求められた場合には(輸出者・生産者が)開示する必要がある(秘密は守られます)。

原産品申告明細書の5. に記載した原産性の基準を満たすことの説明に記載した以下の内容を確認できる関係書類を添付する。

- 締約国の領域で生産されている。
- 非原産材料を使用しているが、品目別規則に定める以下の要件を満たす。
 - 域内原産割合が40%以上(控除方式の場合)

→ (例) 製造原価計算書

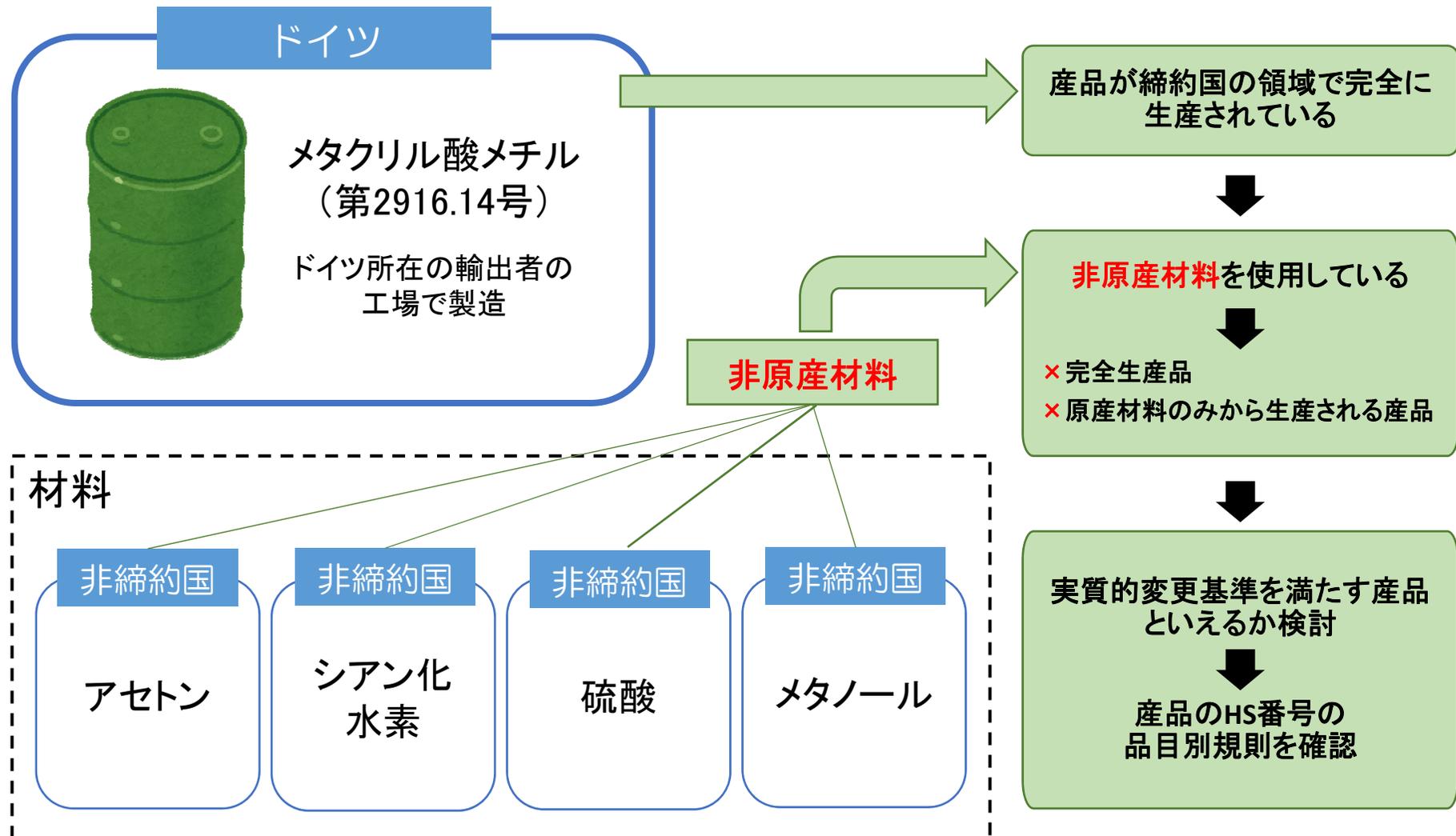
非原産材料についてはCIF価額、
原産材料についてはTPP11(CPTPP)上の原産品である旨の記載が必要。
原産材料の価額及び労務費・経費等、計算式に含まれない価額については、不開示でも可。

【事例3】加工工程基準①

ドイツから日本へ輸入される「メタクリル酸メチル」を、
日EU・EPA特恵税率を適用して通関したい。

※関税率：協定の発効日に即時撤廃←発効前3.9%

手順1：産品が原産品として認められるかを確認する。



【事例3】加工工程基準②

製品のHS番号の品目別規則を確認

日EU・EPA 附属書3-B

二九〇六・二二二九一八・一三	CTSH, 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
二九一八・一六一二九三・四一	CTSH, 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
二九二二・四二	CTSH
二九二二・四三二二九三・一〇	CTSH, 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、 MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
二九三三・二〇	CTSH, MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)
二九三三・三〇二二九四・二四	CTSH,

製品のHS番号

品目別原産地規則

【事例3】加工工程基準③

➤ 日EU・EPA 品目別規則 第2906.12号—第2918.13号

CTSH(※)、

関税分類変更基準

化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、

加工工程基準

MaxNOM50%(EXW)又はRVC55%(FOB)

付加価値基準

《 加工工程基準 を適用 》

※号の変更

日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈 注釈5(c)

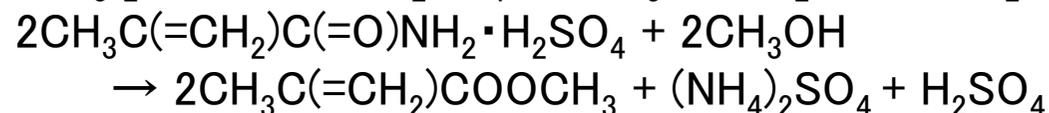
「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものを含む。)をいう。ただし、この定義の適用上、次の工程は、化学反応とはみなさない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
- (ii) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去
- (iii) 結晶水の追加又は除去

製造工程を確認

①アセトンとシアン化水素を原料としアセトンシアンヒドリンを中間体とする。

②硫酸及びメタノールを用いてエステル化して製造する(ACH法)。



化学
反応

日EU・EPA原産品
と認められる。



【事例3】加工工程基準④

手順2:原産品申告書を作成(入手)する。

<原産品申告書の記載例>

(Period : from to)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. 0123456789010) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of the European Union preferential origin.

(Origin criteria used)

C 3

(Place and date)

Hiroshimastr.XX, 10785 Berlin, Bundesrepublik Deutschland

XXXX, 2019

(Printed name of the exporter)

Deutschland Chemical Corporation

(輸出者が原産品申告書を作成する場合を想定)

輸出者又は生産者は、当該メタクリル酸メチルが日EU・EPA上の原産品であることを示す情報に基づき、原産品申告書を作成することができます。

輸出者又は生産者は必要な情報を輸入者に送付し、輸入者に原産品申告書を作成させることも可能です。

輸出者又は生産者が作成する原産品申告書は、附属書3-Dに規定する申告文を用いて、仕入書その他の商業上の文書(原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの)上に、協定の附属書3-Dに規定される24の言語の申告文のうち一の言語による申告文を用いて作成します。

なお、協定に規定している申告文を用いている場合には、輸入締約国から輸入者に対し、当該原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう求められることはありません。

- these products are of preferential origin.
当該製品の原産地..... が特惠に係る原産地である
the European Unionを記載。
- Origin criteria used
用いられた原産性の基準
品目別規則を満たす製品なので「C」と記載。
加工工程基準を適用するので「3」と記載。

【事例3】加工工程基準⑤

手順3:原産品申告明細書を作成する。

<原産品申告明細書の記載例>		税関様式C第5293号
原産品申告明細書 (ロオーストラリア協定、口TPP11協定、 <input checked="" type="checkbox"/> EU協定)		
1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2018.12.20		
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]		3. 製品の関税分類番号 第2916.14号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input checked="" type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D		
5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <製造工程> ドイツ XX 所在の工場にて下記のとおり製造する。 ①アセトンとシアン化水素を原料としアセトンシアンヒドリンを中間体とする。 ②硫酸及びメタノールを用いてエステル化し、本品を製造する (ACH 法)。 $(CH_3)_2C=O + HCN \rightarrow (CH_3)_2C(OH)CN$ $(CH_3)_2C(OH)CN + H_2SO_4 \rightarrow CH_3C(=CH_2)C(=O)NH_2 \cdot H_2SO_4$ $2CH_3C(=CH_2)C(=O)NH_2 \cdot H_2SO_4 + 2CH_3OH$ $\rightarrow 2CH_3C(=CH_2)COOCH_3 + (NH_4)_2SO_4 + H_2SO_4$ 非原産材料を使用し生産した本品が満たすべき品目別規則 (第2916.14号) は、「号変更」、「化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること」、「MaxNOM50% (EXW)」、「RVCS5% (FOB)」のいずれかである。なお、本品の製造工程は上記のとおりである。 よって、本品は、上記品目別規則に定める化学反応を上記製造工程において経ていることから EU の原産品である。 上記事実は別添の製造工程表によって確認することができる。		
6. 上記5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者		
7. その他の特記事項		
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)		印又は署名  印又は署名
作成 2019年 XX月 1日		
<small>※WO 又は A: 完全生産品、PE 又は B: 原産材料のみから生産される製品、PSR 又は C: 実質的変更基準を満たす製品、CTC 又は 1: 関税分類変更基準、VA 又は 2: 付加価値基準、SP 又は 3: 加工工程基準、DMI 又は E: 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D: 累積</small>		

日本への輸入においては、輸出者が原産品申告書を作成する場合にも、輸入者が原産品申告明細書を作成して提出する必要があります。

4. 適用する原産性の基準

実質的変更基準を満たす製品なので「PSR又はC」にチェック。かつ、加工工程基準を適用するので「SP又は3」にチェック。

5. 上記4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明

どのように原産性の基準を満たしているのかについて説明する。この例では以下のとおり。

- 締約国の領域で完全に生産されている。
- 非原産材料を使用しているが、品目別規則に定める以下の要件を満たす。
 - 化学反応が行われている。

【事例3】加工工程基準⑥

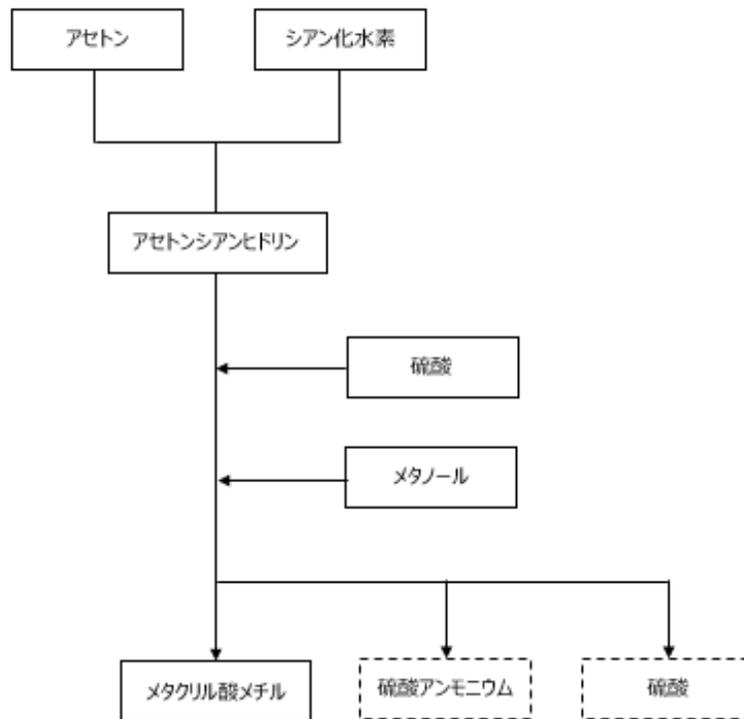
手順4: 関係書類を添付する。

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

製造工程表

品名：メタクリル酸メチル

製法：ACH 法



生産工場：ドイツケミカル株式会社××工場
(住所：Hiroshimastr.XX, 10785 Berlin, Bundesrepublik Deutschland)

原産品申告明細書の5.に記載した原産性の基準を満たすことの説明に記載した以下の内容を確認できる関係書類を添付する。

- 締約国の領域で完全に生産されている。
- 非原産材料を使用しているが、品目別規則に定める以下の要件を満たす。
 - 化学反応が行われている。

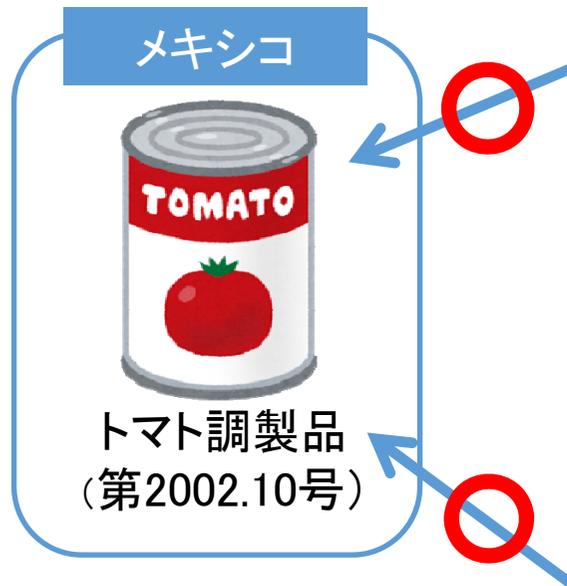
→ (例) 製造工程表

ほかに、契約書、生産指図書等。

ワンポイント

👉 以下のように証明負担を軽減することが可能。

(例)
メキシコで生産されるトマト調製品に、TPP11(CPTPP)の特恵税率を適用したい。



この例のトマト調製品は、①②のどちらを適用しても、TPP11(CPTPP)原産品と認められる。

→ 負担がより軽い方を選択して証明すればOK。

①原産材料のみから生産される産品

一又は二以上の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品 (TPP11(CPTPP)第3・2条(b))

材料

メキシコ

トマト
(第7類)

カナダ

食塩
(第25.07項)

日本

クエン酸
(第29.18項)

全ての材料がTPP11(CPTPP)原産品であることを示す情報が必要。

②実質的変更基準を満たす産品

第20.02項の産品への他の類の材料からの変更 (TPP11(CPTPP)品目別規則 第20.02項)

材料

トマト
(第7類)

食塩
(第25.07項)

クエン酸
(第29.18項)

全ての材料が「類変更」を満たしていることを示すため、材料のHS番号の情報が必要。非原産材料であってもよいので、**原産材料であることを証明する必要はない。**

目次

I. 原産地証明手続

- (1) 原産地証明手続の種類
- (2) 第三者証明制度と自己申告制度の比較
- (3) 証拠書類の提出

II. 自己申告制度の概要

- (1) 自己申告制度の提出書類
- (2) 原産品申告書
- (3) 原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書等)

III. 自己申告制度の利用

- (1) 自己申告制度利用の流れ
- (2) 事例

IV. 自己申告制度に関するFAQ

V. 最後に

自己申告制度に関するFAQ①

Q. 輸出者が作成した原産品申告書に基づいて申告しており、営業秘密を理由として、輸出者からは明細書等を作成し提出するための十分な情報が得られていない場合、どのような明細書等を作成し提出すべきか。

A. 原産品であることを確認した方法等について得られている情報の範囲内で原産品申告明細書を作成し、営業秘密を理由として十分な情報が得られていない旨を併せて原産品申告明細書に記載してください。また添付書類も得られている情報の範囲内で添付してください。

Q. 生産者又は輸出者が作成した誓約書に基づき、**輸入者が**原産品申告書を作成することは可能か。

A. TPP11(CPTPP)については、原則として可能です。ただし、誓約書に対する作成者の合理的信頼(取引契約や継続的な取引関係の存在を前提とした信用)が必要となるほか、税関から輸出者又は生産者に対して情報提供要請を行った場合には原産品であることを示す情報を速やかに提出できることが前提となります。当該情報を提出しない場合には、EPA 税率の適用が否認される場合がありますので、御留意ください。

日EU・EPAについては、輸入申告時に輸入者が原産品であることの情報を有していることが必要であり、当該誓約書に基づき原産品申告書を作成することはできません。

Q. 日EU・EPAにおいて、輸出者又は生産者が作成する原産地に関する申告文をインボイス等の商業上の書類とは別の一枚紙に作成することは可能か。

A. 日本への輸入に際しては、原産地に関する申告文を別紙に記載し、インボイス等の商業上の書類の別添とすることも認められます。但し、別添とする場合は、インボイス等の商業上の書類との関連が分かるようにしてください。

自己申告制度に関するFAQ②

Q. 牛肉等の締約国で完全に得られる一次産品の場合であって、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出されるインボイス等の通関関係書類によって締約国の原産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はないとのことだが、具体的にどのような通関関係書類があれば、明細書等の提出を省略できるか。

A. 輸入申告においては、一般的に、インボイス、パッキングリスト、船荷証券(BL)の通関関係書類が提出されますが、それらの書類において、輸入される産品について原産地に関する記載(“○○○○ Beef”、“Made in ○○○○”や”Product of ○○○○”)、当該産品に係る締約国所在の生産者に関する記載、当該産品の商標、仕出国等を総合的に勘案し、原産品申告書とともに、締約国産牛肉と判断できる場合には、明細書等の提出は省略できます。

また、これらの通関関係書類のほか、同様の形で原産性が判断できる、契約書、動物検疫用の衛生証明書、関税割当証明書等その他の通関関係書類を併せて提出することによって、原産性が判断できる場合にも明細書等の提出は省略できます。

なお、完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからではすべて確認できず、一部その他の情報で確認しているような場合(例えば生産者からのメールや電話によって確認している場合)には、当該確認方法や内容を原産品申告明細書に記載し、通関関係書類とともに提出することもできます。

Q. 輸入申告後に自己申告制度を利用し、原産品申告書を用いてEPA税率の適用を求めることはできるか。

A. 輸入申告の際にEPA税率の適用を求めることが必要となることから、輸入申告後にEPA税率の適用を求めることはできません。なお、TPP11(CPTPP)については、更正請求の特例という形で、輸入後の還付が認められる規定があります。

→ その他のFAQは、[原産地規則ポータル\(税関HP\)](#)に掲載中の『[「自己申告制度」利用の手引き](#)』を御参照ください。

最後に・・・

自己申告制度は、原産品申告書の作成者が貨物の原産性について十分な情報を有しており、税関から説明を求められれば対応できる場合に利用する制度です。

とりわけ自己申告制度の下においては、予見可能性を向上させ、迅速な通関を確保する観点から、事前教示制度の利用が有効です。輸入申告前に、各種書面により貨物の原産性について十分な説明ができる場合は、事前教示制度の利用について御検討ください。



ご清聴ありがとうございました。